

健康おおの21策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定に基づき、大野市健康づくり計画「健康おおの21」（以下「計画」という。）を策定するため、健康おおの21策定委員会（以下「委員会」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に関して必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、大野市保健対策推進協議会（以下「協議会」という。）の委員をもって構成する。

2 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は協議会の会長を、副委員長は協議会の副会長を充てるものとする。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(健康おおの21策定ワーキンググループ)

第6条 所掌事項に係る業務を円滑かつ効率的に実施するため、健康おおの21策定ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を置く。

- 2 ワーキンググループの所掌事務は次に掲げるとおりとする。
 - (1) 計画案策定に関する、各課の事業の取組みに関すること。
 - (2) その他計画の策定に関して必要なこと。
- 3 ワーキンググループは、市職員及び市長が特に必要と認める者をもって10人

以内で組織し、市長が任命又は委嘱する。

4 任期は、任命又は委嘱の日から所掌事務終了の日までとする。

(庶務)

第7条 委員会及びワーキンググループの庶務は、健福祉部健康長寿課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。